

保育コストの現状と規制緩和※ —保育所運営費と保育料について

上枝 朱美

(東京国際大学経済学部助教授*)

1. はじめに

日本では急速に少子化が進展しており、1999年の合計特殊出生率は1.34¹⁾にまで低下した。2000年における日本の総人口1億2,692.6万人のうち、0歳から4歳までの人口は590万人²⁾であり、総人口に占める割合は4.6%である。今後出生率の低下により総人口も次第に減少することが予測されている。こどもの数は減少傾向であるが、女性の就労の増加に伴い保育所の利用者数、割合ともに増加している。1999年では、未就学児童のうち保育所に通っている児童が26.2%を占め、幼稚園に通っている児童(25.9%)を上回っている³⁾。

待機児解消のために、政府は保育所の定員増や入所定員の弾力化(設備・人員配置)を行ってきたが、2000年4月1日での全国での年齢別の待機児童数は0歳児が4,415人、1・2歳児が17,584人、3歳児以上が10,934人と解消されていない状況である。また待機率(待機児童数/利用児童数)は、0歳児が6.7%、1・2歳児が3.8%、3歳児以上が0.9%と2歳以下が待機児全体の66.8%を占めている⁴⁾。

保育所によるサービス(以下、保育サービス)は、公的供給だけでなく社会福祉法人など民間によっても供給が行われ、多くの利用者は規制の下で保育サービスの提供を受けている。認可保育所の定員割れという超過供給が発生する地域がある一方、多くの待機児、言い換えれば超過需

要が生じている地域が存在する。保育サービスは地域が限定されたサービスであり、超過供給が生じている地域から超過需要の地域に移転することはできない。また、比較的低賃金の地域で大量に生産を行うこともできない。

本稿では、保育サービスのコストとして供給側の保育所運営費と需要側である児童の保護者が負担する保育料の両面から考察を行い、規制緩和による企業の参入の効果について考察を行う。

本稿の構成は、つぎの通りである。まず第2節では、供給側からのコストとして保育所運営費における地方自治体の負担の現状と運営費の多くを占める人件費について述べる。また公立保育所と私立保育所のコストの違いについて説明を行う。第3節では、需要側からのコストとして保育料の格差と受益者負担について考察を行う。第4節では、保育サービス改革として、「かすみがせき保育室」と全国で初めて株式会社が運営を行っている公設民営の三鷹市立東台保育所について行ったヒアリング調査等について考察を行う。第5節は、まとめと今後の課題である。

2. 保育所運営費と人件費

保育所コストは、保育所の運営費用と利用者が支払う保育料の両面から考えることができる⁵⁾。最初に、自治体ごとの保育所運営費の違いについてみてみよう。

図表-1 保育所コスト(千代田区)

単位:千円

区 分		1999年度	2000年度
総経費	a	1,210,098	1,289,934
うち人件費		989,314	1,006,781
保育料収入	b	85,679	86,003
その他の収入	c	171,176	177,395
園児数(人)	d	392	430
年間コスト(園児一人あたり)	a/d	3,087	3,000
受益者負担割合(%)	b/a	7.1%	6.7%
税金の投入額	a-(b+c)	953,243	1,026,536

出典:「千代田区財政白書～強い財政を目指す～」

(http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/plan/zaisei/01/01_01.pdf)

図表-2 区立保育所運営経費の財源構成(千代田区)

単位:千円

運営費総額 1,322,870			
国基準運営費	国基準保育料	179,212	13.5%
374,796	保育料	政策減免額	管理的経費
28.3%	86,003(6.5%)	78,429(5.9%)	14,780(1.1%)
	法定負担金	195,584	14.8%
	国	都	区
	97,792(7.4%)	48,896(3.7%)	48,896(3.7%)
区運営経費加算分	917,367	69.3%	
	うち減価償却費	32,936(2.5%)	
その他の収入	25,617(2.0%)		
都補助金	5,090(0.4%)		

注:%は一部筆者計算

出典:図表-1と同じ

図表-3 目黒区立保育所運営費(2000年度)

単位:千円

総事業費	5,000,242	
事務費	921,387	18.4%
人件費	4,078,855	81.6%
保育所運営費	5,000,242	
国負担分	468,582	9.4%
都負担分	213,049	4.3%
区負担分	3,864,084	77.3%
保護者負担分	454,527	9.1%

出典:目黒区「事務事業評価表」により作成

(http://www.city.meguro.tokyo.jp/ugoki/13jigyoyouyouka/25.htm)

(1)自治体の保育所運営費の負担状況

保育所運営費は、設置地域や定員、入所児童の年齢構成などをもとに保育所運営費交付基準に示されており、保育単価は「保育所に入所した児童1人あたりの運営費の月額単価」であって、地域区分、定員規模、所長設置・未設置、年齢などを組み合わせて積算されている⁶⁾。また保育単価には、児童用採暖費や寒冷地加算等の上乗せされる加算額がある。

図表-4 北区の公立保育所運営費(1999年度)

単位:千円

総事業費	6,499,641	
運営費	859,049	13.2%
人件費	5,640,592	86.8%
保育所運営費	6,499,641	
国・都補助金	949,240	14.6%
一般財源	5,012,101	77.1%
保育料	538,300	8.3%

出典:「ふるさと北区財政白書」(13年度版)

(http://www.city.kita.tokyo.jp/kikaku/zaisei/13hakusyo/frame2_3.htm)

図表-5 川崎市保育所運営費(2001年度)

単位:千円

運営費総額	18,841,939	
国基準運営費	8,557,470	
国庫負担	1,927,868	10.2%
市費負担	1,927,868	10.2%
保護者負担額(保育料)	3,122,365	16.6%
市持出分(保育料)	1,579,369	8.4%
法定外市負担額	10,284,469	54.6%

出典:健康福祉局児童部保育企画課「保育所入所案内」

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35hoiku/home/hoikusyojigyoyou.htm)

児童福祉法では、市町村が「保育の実施に要する保育費用」を支弁すると規定しており、この費用を「運営費」と呼ぶ。国基準保育所運営費の負担割合は児童福祉法により決まっており、利用者負担の部分が全体の約1/2であり、残りを国が1/2、都道府県が1/4、市区町村が1/4ずつ負担する。2001年度の認可保育所に係る保育費用(見込み)総額1.6兆円のうちで保護者負担は6,900億円であり、そのうち地方公共団体による減免(推計)が2,200億円である。公的負担については国が4,500億円、都道府県と市町村がそれぞれ2,300億円である⁷⁾。

国基準での市区町村の保育所運営費の負担は1/4とされているが、独自の加算分や軽減措置によって実際の運営費は国基準よりも多く、市区町村の負担も大きくなっている。

例として首都圏での保育所運営費と保護者の保育料負担の状況をみてみよう。

図表-1、図表-2は、千代田区における保育所コストと運営経費の財源構成である。

6つの区立保育所がある千代田区では、園児一人あたりに2000年度では年間300万円かかっており、とくに0歳児については月額60万円以上か

かっている。総経費に占める人件費の割合⁸⁾は、2000年度は78.0%であり、児童の年齢別でみると、0歳児では保育士の配置基準（園児3人に1人）のために人件費が90%以上を占めている。全体の運営費に占める国基準の運営費の割合は28.3%にすぎず、千代田区による加算分が非常に大きく、政策減免額を加えると区の負担は70%を超えている。また保育料収入は経費のうちわずか6.5%にすぎず、2000年度の保育料水準は国基準の48%で平均月額16,667円であった。

目黒区では、総事業費のうち人件費の占める割合が1998年度83.7%、1999年度82.9%、2000年度81.6%、2001年度82.2%と8割以上を占めている。また2000年度の運営費のうちで保護者が負担しているのは9.1%であり、目黒区が運営費全体の3/4以上の負担を行っている。

北区の公立保育園についての1999年度決算額では、歳出64億9,964万円のうち人件費が56億4,059万円と86.8%を占めている。歳入面では、国や都による補助金が9億4,924万円と14.6%であり、保育料すなわち受益者負担の割合は8.3%であった。そして一般財源が50億1,210万円と運営費のうち77.1%を占めている。

川崎市では、国基準の運営費は約86億円であるが、児童福祉の処遇向上を目的として約103億円の経費を負担しているために運営費総額は約188億円となっている。保育料の減免部分と国基準に上乗せしている部分を加えた額が運営費総額に占める割合は73.2%と川崎市が約3/4を負担している。そして保護者は運営費総額の16.6%を保育料として支払っている。東京23区と比較すれば利用者の負担割合は高くなっている。

(2) 公立保育所と私立保育所のコストの違いと人件費

つぎに公立保育所と私立保育所におけるコストの違いについてみてみよう。

地方自治経営学会〔2001〕では、保育所のコストについて公立と民間との比較を行っている。市単独公費年持出額（園児1人当たり月額）は、東京23区を除く全体（八王子市ほか27市の平成

10年度決算）の平均で公立が8万6,264円、私立が2万3,649円であり、公を100とすると民では27.4となっている⁹⁾。東京23区では私立に対してもその他の市と比較して4.7倍の公費が投入されており、東京都下の市でもその他の市と比べて2.6倍の公費が投入されている。そして、公立のコスト高の要因として、国基準を超える保育士数が公立は私立の2～4倍であること、また公立では給与が年功序列であるが私立では勤務年数による昇給の加算が少ないことなどが挙げられている¹⁰⁾。

保育行財政研究会編〔2000〕は、1997年度の堺市での児童一人当たりコストは公立では210.3万円、民間が113.7万円で、公立は民間の1.85倍であるとしている¹¹⁾。この要因の一つとして、堺市の公立保育所では保育士数は公立と民間でほぼ同じであるが、保育士以外の職員数（調理、用務、看護師）が多いために、職員数が私立の1.17倍となっていることを挙げている。また保育士の平均年齢が公立では42.9歳であるのに対して、私立は約27歳、また堺市の42歳の本給が38万9,900円（1999年度）であるのに対して、私立では21万8,300円と私立の1.79倍であるとしている。

『平成9年社会福祉施設等調査報告』によれば、公営の保育士の平均年齢は37.1歳、平均勤続年数は12.6年、私営では平均年齢が31.4歳で平均勤続年数は6.6年である¹²⁾。公営保育所の方が、平均年齢が高く、また勤続年数も長いことがわかる。

保育所運営費の高い東京地区について、三鷹労政事務所〔2000〕が多摩地区の民間保育園について調査を行っている。それによれば認可保育園の保育士の年齢は20歳代が49.0%、30歳代が21.5%、40歳代が14.5%、50歳代が9.0%、60歳以上が1.9%である。一方、無認可保育園では20歳代が44.2%、30歳代が22.1%、40歳代が17.1%、50歳代が12.7%、60歳以上が2.8%である。しかし、勤続年数では認可保育園では3年未満が35.0%、3～5年未満が16.9%、5～10年未満が20.9%、10年以上が19.5%であり、無認可保育園は3年未満が44.8%、3～5年未満が17.7%、5～10年未満が10.5%、10年以上が11.6%となって

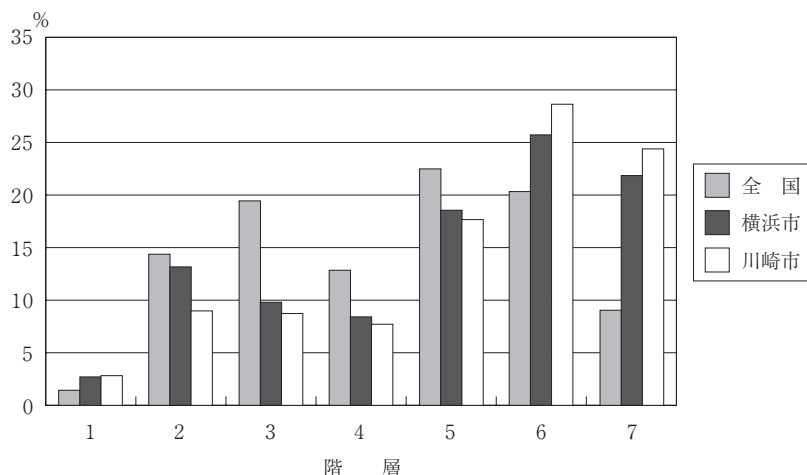
図表-6 保育士の賃金関数(多摩地区)

	認可保育園				無認可保育園	
職員規模	20人未満	20～29人	30～39人	40人以上	10人未満	10人以上
定数項(α)	14.9498	-15.5505	-106.3680**	73.0565	240.4260***	171.3220*
AGE(β_1)	17.0501**	19.4576***	24.5532***	14.4392**	-1.3672	3.0685
AGE ² (β_2)	-0.0794	-0.1067**	-0.1620***	-0.0399	0.0628**	-0.0047

注:*は10%水準,**は5%水準,***は1%水準で有意である。

データ:三鷹労政事務所[2000:39-40]

図表-7 保育料の所得階層別の状況



出典:『平成12年厚生省報告例(社会福祉関係)』により計算

所得の増加とともに増加し、第7階層(所得税額が51万円以上)の80,000円(3歳未満児の場合;3歳以上では77,000円)を限度としている¹⁵⁾。しかし、実際は2人以上入所の場合は減額されるなど、自治体によって減免措置が講じられており、その部分については市区町村が負担している。また国基準を超えるサービスの提供のためのコスト部分について

いる¹³⁾。つまり、無認可保育園では、平均年齢は高いが、勤続年数は短い。図表-6は認可・無認可保育園の職員規模別賃金関数($W = \alpha + \beta_1 AGE + \beta_2 AGE^2$)である¹⁴⁾。なお、賃金関数の推計では月額賃金を12倍して年額とし、賞与も加えた額を賃金とした。

認可保育園では一般の企業の賃金関数と同じ(β_1 が正で、 β_2 は負)、つまり賃金は年齢とともに上昇するが、ある年齢を過ぎると低下する傾向がある。しかし、職員数10人未満の無認可保育園では賃金関数が異なっていることが明らかとなった。

3. 保育料格差と受益者負担

(1) 保育料格差

保育所徴収金は、児童の年齢と世帯の所得階層別に基準額が定められており、第1階層(生活保護法による被保護世帯)での0円から世帯

でも同様に市区町村の負担である。

それでは待機児の多い横浜市と川崎市について保育料の所得階層別の状況をみてみよう(図表-7)。両市とも高所得の利用者の割合が高く、とくに川崎市では利用者が高所得者層に偏っていることがわかる。また、保育料の半額負担者は全国では18.3%であるが、横浜市は15.5%、川崎市は15.6%であり、1/10負担の利用者の割合も全国が1.4%であるのとは比べると横浜市は1.0%、川崎市は0.8%と低くなっている。

つぎに無認可保育所についてみてみよう。1997年10月1日現在で全国には4725施設の無認可保育施設があり、14万3,150人の児童が保育サービスを受けている。施設数は地域によって大きく異なっており、沖縄県が490施設と最も多く、ついで東京都372施設、埼玉県361施設の順となっており、石川県では10施設となっている¹⁶⁾。設置主体別では個人が71.7%と約3/4近くを占めており、会社11.1%、任意団体8.8%、その他8.4%となっ

ている。全国平均での月額保育料は、0歳児は42,368円、1歳児は40,277円、2歳児37,525円、3歳児は33,448円、4歳児は30,809円、5歳児は29,966円、6歳児は30,064円である¹⁷⁾。東京では月額平均の保育料は、0歳児は49,239円、1歳児は49,546円、2歳児47,836円、3歳児は47,975円、4歳児は48,217円、5歳児は47,986円、6歳児は49,451円である。全国平均での保育料は年齢が高くなるにしたがい安くなっているが、東京では高価格の保育施設が多いために年齢が高くなっても保育料は低下していない。

(2) 保育料の負担

これまでみてきたように保育サービスの提供には多額の費用がかかっているが、利用者である児童の保護者はこのことを理解しているのだろうか。また、費用総額から考えて保育料負担が重いかどうかを考えているのだろうか。そうではなく世帯の年収や他の消費支出との関連で保育料の負担感を感じているのではないだろうか。その場合、負担してもよいと考える保育料と実際のコストから算出される保育料との間には乖離が生じている。

同年齢のこどもであっても保育所と幼稚園のどちらを利用しているか、また保育所利用の場合には認可か無認可かで保護者の保育料負担が異なっている。認可保育所に多くの公費を投入することにより、利用者と未利用者の間で所得再分配効果が働いており、公平性の面から検討が必要である。

中村〔2001〕では、名古屋市について保育料負担率では年収200万～300万円の世帯が年収200万円未満の世帯の5.2倍、負担額では年収800万～1,000万円世帯と600万～800万円世帯の間の差が最も大きくなっているとしている¹⁸⁾。また保育料の家計支出（消費支出）に占める割合は、一般勤労者世帯にとっては最大限7%程度が許容しうる標準としている¹⁹⁾。

また、右田・里見・平野・山本〔1989〕では、保育サービスの利用の最も多い階層の生活実態から、生計費の5%を費用徴収額とすることを考

えている²⁰⁾。

林・ベンゲ〔2001〕では、札幌市で認可保育所にこどもを通わせている世帯について調査を行っている。そして月当たりの保育所保育料が手取り世帯収入額に占める負担率は、「5%未満」が30.8%、「5%以上10%未満」が35.8%、「10%以上15%未満」が22.5%、「15%以上」が2.5%、「不明」が8.3%で、平均は7.3%であった。

受益者負担を考える際には、保育サービスの費用側からだけでなく、消費者側の収入や他の消費サービスとの関連から望ましい費用徴収額と上限を考えることも必要である。

2002年9、10月に千葉・神奈川・東京に居住する4歳未満のこどもを持つ母親に行ったフォーカス・グループ・ディスカッションからは、就労希望がある専業主婦の場合には保育料が就労するかどうかの決定に大きな影響を与えていることが明らかとなっている²¹⁾。

4. 保育サービス改革

保育サービスについて、地方自治経営学会〔2001〕が行ったアンケート調査の結果では「民のほうがすぐれている」が15市、「公と民とで同じ、差異はない」は19市、「公立のほうがすぐれている」は0であった²²⁾。そして民間のほうがすぐれている点として、延長保育の実施、開所時間が長い、障害児保育や一時保育など特例保育を行っている、送迎バスがある等となっている。このことから、公立保育所は高費用であるが、需要側の多様なニーズには応えていないことがわかる。

つぎに規制緩和による新しい保育サービスについてみてみよう。

(1) 新しい保育サービス

川崎市や横浜市などは低年齢の待機児が多く存在している。しかし、公立保育園の増加は財政上の理由により困難として、東京都は「認証保育所」、横浜市では「横浜保育室」など自治体が独自に設定した基準の保育所を開所している。

図表-8 保育料と入室者状況

	月額保育料	入 室 者
0歳児	49,000円	8名(男女各4名)
1歳児	48,000円	4名(男3名、女1名)
2歳児	47,000円	2名(女2名)
3歳児	45,000円	3名(男1名、女2名)
4歳児以上	45,000円	0名

出典:文部科学省共済組合「かすみがせき保育室」

東京都の認証保育所、横浜保育室とも利用者と保育所の直接契約方式である。認証保育所では、0歳児保育の実施が必須であり、基準面積が緩和（0歳児・1歳児の一人当たり基準面積は認可では3.3㎡であるが、2.5㎡としている）されており、保育料は上限付きで保育所側が自由に設定できる。また横浜市では18区全部に横浜保育室があり、3歳未満児の定員が20人以上確保されており、概ね3歳未満児4人に1人の保育従事者となっている。

また、調理員を置かないために無認可であるが文部科学省共済組合による「かすみがせき保育室」が2001年10月19日に開所した²³⁾。施設・設備等は文部科学省が無償提供を行い、株式会社コティに運営の委託を行っている。コティは利用者の保育料等により運営を行い、文部科学省共済組合からの報酬、対価等はない。朝8時30分から夜10時まで保育を行っていること、1時間単位での一時保育の実施が可能であることが特徴であり、夜10時までの利用者も3名いる。年齢別の常時保育（基本保育8時間につき）の月額保育料と入室者状況は、図表-8のとおりである²⁴⁾。0歳児から3歳児まで合計17人が保育を受けているが、4歳児以上の利用はない。前述のように、無認可保育施設では児童の年齢の上昇により、保育料がそれほど低下しない。一方認可保育所では3歳以上になると保育料が大幅に低下する。認可保育所を利用した場合の保育料と比較した場合、3歳以上では認可保育所がとくに安価となるため、4歳児以上の利用は今後も見込めないと考えられる。

(2) 規制緩和の影響：公設民営の保育所

これまで認可保育所の運営主体は市町村や社

会福祉法人などに限定されるという参入障壁が存在した。しかし、2000年3月に「保育所の設置認可等について」が改正されたため、株式会社やNPOなど市町村や社会福祉法人以外であっても認可保育所の設置が可能となった。2001年4月までに、社会福祉法人以外の主体による保育所が27件設置されたが、そのうち認可外保育所から認可に移行したものが15件である²⁵⁾。設置主体別（括弧内は認可外からの移行数）では、社団・財団法人1件（1）、学校法人6件（2）、宗教法人6件（3）、NPO3件（1）、有限・株式会社6件（4）、個人5件（4）となっている。

また、地方自治法第244条の2の第3項の解釈が変化したために、地方自治体が設置する保育所を民間主体（株式会社やNPO）へ委託することが可能となった²⁶⁾。こうして2001年4月に全国で初めて株式会社に運営の委託を行った公設民営の三鷹市立東台保育所が開所した。三鷹市の保育士の平均年齢は40歳を超えており、平均年収は820万円と人件費単価が高いために、三鷹市の公立保育所においては0歳児一人あたり年間600万円の費用負担が行われている²⁷⁾。三鷹市が直接運営した場合には約1億8000万円かかると試算²⁸⁾していたが、8,837.5万円の委託費²⁹⁾によって運営が行われており、約半額となっている。なお、委託であっても他の市立保育園と同様に市が責任を持ち、保育の質についても市の関与により水準以上のものが確保されているため保護者に大きな安心感を与えているとしている。さらに「公の施設の管理」については引き続き三鷹市が行うこととし、委託は保育所の運営についてのみである。

委託を受けたベネッセが価格を低く抑制できたのは、保育士を1年契約で雇用しているためである³⁰⁾。運営業務委託プロポーザル（企画提案）に参加した別の企業では、一人当たり職員の月給を233,300円として計算しており、この場合の総経費は約1億2,500万円であった³¹⁾。

三鷹市ではさらに2002年4月に公設民営により2歳児以下30名定員の保育所を開設した³²⁾。低年齢の待機児が多いためということであるが、この

年齢がとくにコストが高い。それを民間に委託するのであるから、公立保育所を新たに開所する場合と比較してコストが大幅に低く供給できる。

民間による保育サービスでは保育士の年齢が若い層だけとなる可能性があり、これまでの公立保育所のような幅広い年齢の保育士による保育は困難となってくる。これに対して保育料よりも保育の質を重視する保護者の間では不安が存在する³³⁾。

認可保育所では企業にとっての収入となる保育料と施設面や保育士の配置基準などが決められているため、その制約条件の下で企業が利潤最大化を行う、つまり費用を最小化するためには人件費の削減が大きい。保育サービスは主として人的サービスであるので、今後人件費の削減によって質の低下が起こる可能性がないとはいえない。

かすみがせき保育室、三鷹市立東台保育所とも施設・設備などは公的に供給されており、フロアの部分のみが企業の費用となっている。しかしそれでも利潤をあげるのは難しく、今回参入を行ったのは、競争によって選ばれたことで他の企業よりも保育の質が高いというシグナルを示したことや将来に向けての企業戦略などが目的であって、短期的な利潤目的ではないと考えられる。この場合、企業の参入が今後それほど増加しないと考えられる。

横山〔1999〕では、滋賀県の民間保育所数と自治体の人口規模、定員充足率との関係を推計している。それによれば、人口が多いと民間保育所数は多く、また定員充足率と正の関係があり、民間保育所は需要の見込める地域でしか運営できないとしている³⁴⁾。つまり公的な支援がない自由競争では民間保育所が地方で経営を行うことは困難である。

また乳児と幼児では園庭の有無など求める保育の質が異なる³⁵⁾。保育の質の評価は難しい問題であるが、人的サービス以外の施設等の面からも保育サービスを考える必要がある。

認可保育所への入所が可能になった場合、こどもが保育所に慣れていて、友達もいるため、無認可から認可に移るのをためらう場合もある。これまで、保育サービスは主として保護者の就労と

の関係で考えられてきたが、こどもにとってのウェルフェアを考え、こどもにとって望ましい保育サービスを考えることが必要である。こどもの側から考えれば、保護者の長時間労働によって保育所で長時間過ごすことが望ましいとはいえない。それよりも育児休暇の取得を容易にしたり、こどもが低年齢の間は短時間労働にシフトするなど、就労形態の多様化がより求められる。法令以上の休暇取得や短時間勤務などの育児支援制度を現在実施している企業の割合は23.9%であり、実施している企業のうちでは、拡充していきたいが7.7%、現状維持が91.4%である。現在実施していない企業であっても23.0%は今後実施していきたいと考えている³⁶⁾。

こうした企業側の努力だけでなく、少子化対策や女性の就労の促進を図ることを目的とするのであれば、国として長期的な観点からマクロレベルでの政策が必要である。

5. まとめ

地方自治体の保育所運営費の多くを占めているのは人件費である。それは保育士の賃金体系と平均年齢が大きな要因であり、現在公立保育所の運営費用に対して市区町村が多大な負担を行っている。一方、無認可保育所では保育士の勤務年数が短く、賃金が年齢や勤続年数によってそれほど上昇しないために人件費は認可保育所に比べて低い。保育サービス需要（待機児童）が存在していても新たに公立保育所を開所するためには多額のコストがかかる。待機児の減少を目指して規制緩和が行われ、新たな形態の保育所が開設されることで、現在の認可保育所の効率化が進むことが予測される。また今後利用者と保育所の直接契約が行われるようになれば選別が行われ、競争が生じることにより、同価格であってもサービスの向上が起こることも考えられる。しかし、保育サービスを質の面から考えると今後低下する可能性も存在する。

待機児の多くは0～2歳児であるが、この年齢の児童一人当たりの費用がとくに高い。高い費

用がかかる自治体では、現在の規制緩和が一時的な解決とはなっても、企業が利潤を生じない状況では、長期的な解決策となるかどうかは明らかではない。

そこで根本的な解決策の一つとして、育児休暇取得の促進があげられる。これはすでに高山[1982]で示唆されている³⁷⁾が、出産後1年間は育児休暇を取得するようにすれば多額の費用がかかる0歳児の保育費用の削減が可能となる。滋野[2001]では、保育費用が高いほど育児休業の取得確率が高まる³⁸⁾としている。これは需要側である既婚女性についての分析結果であるが、供給側からも保育サービスの代替という観点から育児休業を考える必要がある。雇用保険制度による育児休業給付は、育児休業取得前の賃金額の約40%とされているが、育児休業中の臨時職員の採用など育児休業取得に関わるさまざまな費用と保育所を利用した場合に要する費用を比較するなど、保育サービスの供給側からより効率的な方法を考える必要がある。保育費用の削減効果と育児休暇取得に関わる費用の比較は今後の課題としたい。その際、費用だけではなくこどもの厚生も考慮に入れて考える必要がある。

高齢化の進展や地方財政の悪化などによって、地方自治体が保育所運営に現在以上の公費負担を行うことが次第に困難になっている。受益者負担の観点から、望ましい保育料の設定や負担率について再検討を行うことも今後の課題である。その場合、保育サービスの費用側からだけでなく、収入や他の消費サービスとも関連して利用者側から考えた望ましい費用徴収額と上限も併せて考えることが必要である。

※本稿は、厚生労働科学研究費補助金政策推進研究事業「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」(主任研究者：勝又幸子)の助成を受けている。作成にあたり、本誌レフりより大変有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。

注

- 1) 厚生労働省 [2001: 320]。
- 2) 総務省統計局統計センターホームページ
(<http://www.stat.go.jp/>) 参照。

- 3) 厚生労働省『平成11年度全国家庭児童調査結果の概要』の「Ⅱ 18歳未満の子どもたちの状況」参照。
- 4) 厚生労働省「保育サービスの需給・待機状況(平成12年4月1日)」。
- 5) なお施設・設備費用については、国が1/2、都道府県が1/4、設置者が1/4それぞれ負担している([全国保育団体連絡会・保育研究所編, 2001: 82 図表Ⅲ-5-1]。これは男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」(第5回2001.4.2)での厚生労働省資料である)。
- 6) [朽尾, 1999: 79-80]。
- 7) [全国保育団体連絡会・保育研究所編, 2001: 81]。ここでの保育費用には各種特別保育事業も含む。
- 8) 総経費は、人件費、施設管理費、事業運営費など事業運営にかかるすべての経費を含むが、減価償却費、資本的経費[土地・建物賃貸料、大規模改修経費(1億円以上)]は除いている。
- 9) [地方自治経営学会, 2001: 68]。
- 10) [地方自治経営学会, 2001: 69]。
- 11) [保育行財政研究会編著, 2000: 33-44]。
- 12) 『平成9年社会福祉施設等調査報告 下巻』、第29表、第32表。
- 13) [三鷹労政事務所, 2000: 30]。
- 14) 賃金の回答 保育園数は年齢別に異なっているが、考慮していない。
- 15) [全国保育協議会編, 2001: 193]。
- 16) [厚生省大臣官房統計情報部編, 1999: 22-23]。
- 17) [厚生省大臣官房統計情報部編, 1999: 146-153 (第24表)]。
- 18) [中村, 2001: 136]。
- 19) [中村, 2001: 139]。
- 20) [右田・里見・平野・山本, 1989: 126-127]。
- 21) 内容については、[勝又, 2002] 参照のこと。
- 22) [地方自治経営学会, 2001: 69-70]。
- 23) 「かすみがせき保育室」へのヒアリングによる。以下のデータは、平成13年11月1日現在である。
- 24) 延長保育は、年齢に関係なく1時間600円である。
- 25) 「保育所設置に係る多様な主体の認可状況等についてー平成12年3月の規制緩和措置の効果ー」
- 26) 「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について(平成13年3月30日)」。
- 27) 三鷹市へのヒアリングによる。
- 28) [三鷹市, 2002]。
- 29) 広報みとかNo.1209 (2001.4.15)。
- 30) 三鷹市立東台保育所へのヒアリングによる。
- 31) 「自治体保育事業への民間企業の参入ー東京三鷹市の保育園民営化関係資料ー」、『賃金と社会保障』, 1308 (2001年10月下旬号), 65-83。
- 32) 社会福祉法人ユウカリ福祉会が行うことに決定された(広報みとかNo.1227, 2002.1.20)。
- 33) 2001年9・10月に実施したフォーカス・グループ・ディスカッションによる。
- 34) [横山, 1999: 414-415]。
- 35) 2001年9・10月に実施したフォーカス・グループ・デ

イスカッションによる。

36) [生命保険文化センター, 1998: 127]。

37) [高山, 1982: 250脚注 (28)]。

38) [滋野, 2001: 348-349]。

参考文献

- 右田紀久恵・里見賢治・平野隆之・山本隆, 1989, 『福祉財政論』, ミネルヴァ書房。
- 刈屋武昭監修, 1985, 『計量経済分析の基礎と応用』, 東洋経済新報社。
- 勝又幸子研究代表, 2002, 『こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究 平成13年度総括研究報告書』。
- 厚生労働省, 2001, 『厚生労働白書 (平成13年度版)』。
- 厚生省大臣官房統計情報部編, 1999, 『平成9年地域児童福祉事業等調査報告』。
- 駒村康平, 2002, 「保育サービスの費用分析と需給のミスマッチの現状」, 国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』, 東京大学出版会, 291-311。
- 滋野由紀子, 2001, 「子育て支援策と労働市場—「平成8年度人口動態社会経済面調査 (出生)」を用いた分析」, 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業調査研究報告書』, 340-354。
- 周燕飛・大石亜希子, 2002, 「保育サービスの潜在需要と価格弾力性の分析」, 『こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究』ワーキング・ペーパー No.0202。
- 生命保険文化センター編, 1999, 『平成10年度企業の

福利厚生制度に関する調査』。

全国保育協議会編, 2001, 『保育年報2001』, 全国社会福祉協議会。

全国保育団体連絡会・保育研究所編, 2001, 『保育白書2001年版』, 草土文化。

高山憲之, 1982, 「保育サービスの費用負担—応能負担原則の再検討—」, 『経済研究』, 33(3), 239-250。

地方自治経営学会, 2001, 「公立と民間とのコストとサービス比較—全国延べ316自治体からの報告とその分析—」, 『賃金と社会保障』, 1279, 62-73。

朽尾勲編集代表, 1999, 『保育所運営マニュアル—今、求められる保育サービス—』, 中央法規出版。

中村強士, 2001, 「保育所保育料の利用者負担の実態と保育料政策—名古屋市保育料負担実態調査を中心に—」, 『総合社会福祉研究』, 19, 129-144。

林浩康, イト・ベング, 2001, 「家計に占める育児コストに関する研究」, 『季刊家計経済研究』, 50, 69-72。

保育行財政研究会編著, 2000, 『公立保育所の民営化—どこが問題か—』, 自治体研究社。

三鷹市, 2002, 『三鷹市自治体経営白書—効率的で開かれた自治体, 「21世紀型自治体」を目指して—』。

三鷹労政事務所, 2000, 『多摩地域における民間保育園の労働条件等の実態と保育士の意識』。

横山由紀子, 1999, 「保育における規制緩和と民営化」, 『季刊・社会保障研究』, 34 (4), 413-420。

(うえだ・あけみ)

* 肩書は現在のもの。投稿論文受稿時は国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員。